

※ 保存期間 5 年(平成36年 3 月31日まで)

○自動車の保管場所証明申請等の適正な取扱いについて (通達甲)

(平成30年 9 月18日徳交規第421号)

改正 令和 3 年12月24日徳交規第5388号

行政手続上の書式・様式のうち特に経済活動に影響するものであって、一事業者が複数自治体との間で申請等の手続を行うものを、その実態等に応じて改善する方策を検討し、必要な措置を講ずることとする「規制改革実施計画」(平成29年 6 月 9 日閣議決定)に基づき、「地方における規制改革」が推進されているところであるが、この度、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号。以下「法」という。)第4条第1項の規定による書面の交付申請(以下「申請」という。)又は法第5条及び第7条の規定による届出(以下「申請等」と総称する。)の受理の適正化等に係る対応が不徹底であるとの指摘があり、申請等の手続が地方における規制改革の検討対象とされた。

申請等を適切に受理することは、申請等を行う者の負担を最小限に抑えるために必要不可欠であることから、各署においては、次に掲げる事項の徹底を図り、申請等の適正な取扱いを実施されたい。

記

1 基本的な考え方

申請等の際に署長に提出する必要がある自動車保管場所証明申請書(以下「申請書」という。)、自動車保管場所届出書(以下「申請書等」と総称する。)及び添付書面については、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。)において定められており、申請等の際に規則に定められた必要書類が全て提出されているのであれば、署長は当該申請等を適切に受理しなければならない。すなわち、自動車保管場所証明事務取扱要領の制定について(令和 3 年12月24日徳交規第5388号。以下「事務取扱要領」という。)に規定する様式(以下「自県様式」という。)以外の申請書等又は添付書面が用いられていることを理由に当該申請等を不受理にしたり、申請等の際に添付することが必要な書面として規則に定められていないものの添付を求め、この提出又は提示がないことを理由に当該申請等を不受理にしたり、申請等を行う者にそのような誤解を与えるような対応をしたりしてはならない。

2 自県様式以外の申請書等の受理

- (1) 自県様式以外の申請書等であっても、規則に定められた申請書等の様式に記入すべき事項が全て記入されているものであれば、署長は当該申請等を受理しなければならない。

- (2) 申請を行う者から、規則第1条第1項の別段の定めにより1通の提出がなされることを想定して他の都道府県警察が作成・配布した様式の申請書1通が提出された場合においては、当該申請書を複写し、2通の申請書による申請として取り扱うなどして受理すること。
- 3 自動車の保有者が当該申請等に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面(規則第1条第2項第1号)の取扱い
- (1) 事務取扱要領で定める当該書面以外の書面又は複数の種類の書面の添付を求めないこと。
- (2) 自県様式以外の自認書又は保管場所使用承諾証明書であっても、記入すべき事項が全て記入されているときは、当該申請等を受理すること。
- 4 規則に定めのない添付書面の取扱い
- (1) 申請等を行う者の住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる理由を確認するための書面
- ア 当該書面は、申請等の際に添付することが必要な書面として規則に定められているものではないため、この書面の提出又は提示がないことを理由に不受理にし、又は申請等を行う者にそのような誤解を与えるような対応をしないこと。
- イ 申請等を行う者が、申請等の際、任意に住所地と使用の本拠の位置が異なる理由を疎明する文書又は自治体等公的機関の発行する居住、営業活動等の実態を疎明する書面を添付してきたときは、これを受理することは差し支えない。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置の真正性に疑義がある場合
- ア 申請等を行う者の住所地と使用の本拠の位置が異なる理由を確認する必要がある場合は、当該者にその理由を質問し、口頭で回答を受けた上で記録化するなどして、当該者の負担を生じさせずに必要な確認を行うよう努めること。
- イ アの場合において、回答を得られなかったとき又は口頭の回答のみでは自動車の使用の本拠の位置の真正性に疑義が残るときは、当該申請等を受理した後に、法第12条の規定による報告又は資料の提出を求めること。
- ウ 法第12条の規定による報告又は資料の提出の求めは、事務取扱要領第10の2の規定に基づき行うこと。
- 5 2及び3の取扱いに係る広報
- 2及び3の取扱いについては、別添資料を参考にするなどして窓口、ホームページ等で広報し、申請等を行う者の負担軽減に努めること。
- 6 関係通達の改正

(略)